

中世王権と立川流 —文観の名称をめぐる—

井野上 真弓

はじめに

近年、中世王権と仏教に関する研究が盛んに行われ、様々な立場からのアプローチがなされている。そこで本稿は、中世後期における顕密寺院の勢力構造を解明する第一歩として、南北朝期の王権と仏教、特に立川流との関わりにおいて論じられる人物、文観を取り上げ、その人物像を明らかにすることによって、中世王権と立川流との関係を再検討することを目的とする。

従来、立川流は「密教の一派。武蔵国立川に由来する密教の一邪義」⁽¹⁾であるとして知られてきた。平安後期に発生し、鎌倉期から南北朝期において広く流布するものの南北朝の合一以後、激しい弾圧と撲滅運動にあい滅亡したとされる真言密教の一派である。その根本教義には「赤白二滯冥合」を掲げるなどセクシュアルな傾向を有したことから、ながらく左道密教、あるいは邪教として非難され、スキャンダラスに取り上げられることこそあれ、学術研究の場において論議され正当な評価が下されることは希有であった。

仏教学の立場から水原堯栄氏、守山聖真氏、櫛田良洪氏⁽²⁾らがその思想大系を明かにしようと試みたものの立川流を対象とする研究はしばらく途絶え、発展をみることはなかった。しかし、網野善彦氏が『異形の王権』⁽³⁾で後醍醐天皇と立川流との関係を指摘して以来注目を集め、今日では、立川流は中世王権を考える上で無視することのできない宗教の一つとなっている。網野氏は後醍醐天皇が行った祈祷・聖天供の背後には異形の僧・文観の存在があったとし、文観は性的なパワーを秘めた立川流を持って後醍醐率いる南朝を支えたと指摘している。また、現在、清浄光寺にある「後醍醐天皇像」⁽⁴⁾に描かれた後醍醐の姿こそがまさに文観の影響を受けたものであると述べ、さらには文観を立川流中興の祖として論じている。この網野氏の説を契機として立川流に対する関心は深まった⁽⁵⁾が、その関心の深まりに反して立川流そのものに対する研究は遅れ、今日においてもその実態は明らかになっていない。というよりも、網野氏を含めた今日までの立川流に関する理解は、あくまでも守山氏の『立川邪教とその社会的背景の研究』を基調としたもので、その域を超えたものではないということができよう。そこで、本稿は立川流中興の祖と言われ、王権＝後醍醐天皇を支えた僧・文観にスポットをあて、網野氏に代表される文観＝立川流中興の祖といった従来の説にアンチテーゼを唱える立場から立川流と文観を取り上げ、新たな王権と仏教とのあり方を探ってみたい。

1. 立川流と文観

黒田俊雄氏の顕密体制論⁽⁶⁾によって、中世仏教の主流が顕密仏教にあったことが明らかにされて以来、中世仏教における旧仏教のあり方が改めて問い直されている。黒田氏は「中世を

代表する宗教は顕密仏教」で、「新仏教諸派は精神的にも社会的にもそれだけの実力も影響力も持」っていなかったとして顕密寺社勢力、すなわち旧仏教勢力の絶大さを述べている⁽⁷⁾。また、武士がまったく在地せず、寺社によって地域社会の生活の中樞が掌握されていた地域があったという事実から、中世社会における寺社勢力の比重の大きさをも指摘している。この顕密寺社勢力を天台宗とともに二分し担っていたのが真言密教であり、その中でも真言師のうちの「十人が九人」は「密教の肝心と信じあへり」⁽⁸⁾といった状況を呈しながら「京にも田舎にも」⁽⁹⁾広まっていたのが立川流である。そこで中世に隆盛を極め、真言密教の中でも特に流行したといわれる立川流とその中興の祖として従来語られてきた人物、文観との関わりについて、本節では若干の考察を加えてみたい。

先にも触れたが、立川流は一般に真言密教の一流派として栄えながらも、後に邪教として非難され南北朝期に弾圧された宗教である。この立川流の成立時期を称名寺に伝わる印信の分析を通して明らかにしたのが櫛田氏である。櫛田氏は、称名寺第2代長老・劔阿自筆の印信の中に「理性院似立河」と記された切紙を発見したことから、鎌倉中期には立川流が成立していたとした。

しかし劔阿以前、金澤文庫に秘蔵されていた史料にすでに立川流が成立していたことを示す史料があるのでここに掲出してみよう。金澤文庫秘蔵の「水丁秘口」⁽¹⁰⁾には、

右以九帖秘決、意教上人授本賞法印、云是立川流大事也、松尾浄月上人受之云々、
何必立川流限之、此両三作法、云作者、云口傳、三寶院之手鑿也、爲後日用心加點
了（太字＝筆者、以下同）

とあり、立川流が成立していたことがわかる。奥書には

建暦元年辛未八月廿五日金剛佛子房海記之云々

とあることから、建暦元（1211）年にはすでに立川流が関東地方に流布していたことが確認できよう。さらに、ここで注目しておきたいのは「三寶院之手鑿也」の記述である。この三寶院とは醍醐寺三寶院を指すものであり、ここから立川流の灌頂が正統な真言密教の流れを汲んだものであったと推察することも可能である。すなわち鎌倉中期に成立していた立川流はあくまでも三寶院の流れを汲んだもので、後に言われるような邪教としての認識はみられない。また、それから約50年後である文永7（1270）年に正定によって書かれた『受法用心集』⁽¹¹⁾にも

延応元年の夏の此、越中国細野の阿聖あさりに秘密瑜祇等法身三種の灌頂を受け立川流
の一流秘密悉く書きつくし了ぬ

とあることから、延応元（1239）年には「立川流の一流」が成立していたことがわかる。そして、

真言師と聞こゆる輩の中に十人が九人は皆是れを密教の肝心と信じあへり

というようにその隆盛を伝えている。この「立川流の一流」を真言師の十人中九人が密教の肝心と信じていた状況とはどういうことか。九割の真言師が信じたという状況からすれば、立川流が後にいわれるような突出した存在、異端ではなかったことが明らかであろう。

「水丁秘口」に示された「三寶院」流との関わりとも合わせて考えれば、鎌倉期には立川流は正統な真言密教の一流派として受容されており、当時の密教僧においては邪教としては認識されていなかったであろうことが推察できよう。つまり、鎌倉期において立川流は邪教や異端としてではなく、むしろ真言密教の一流派として積極的にすら捉えられていたであろう実態が把握できたのではないだろうか。

しかし、時代が下って14世紀になると事態は一変する。明德3（1392）年の南北朝合一の翌年から応永年間にかけて、高野山を中心に激しい立川流弾圧活動が展開されるようになる。⁽¹²⁾さらには百年を経た後、明応8（1499）年に宥快が『宝鏡鈔』⁽¹³⁾を著して立川流、及び文観批判を展開するのである。

文観房弘真事以之可察、如此書註之事単非為謗彼人、只後学為令不入邪路也、弘真流書籍処々流布、多有大和越中国、一々不能述之、近比後西堂周輔藏主持下鎌倉辺有之、彼弘真自筆聖教於嵯峨辺焼失云々、立川流者是又処々遍満、本処武蔵、次越中大和国多之、書籍不知其数、如是邪流雜入正流之中多之、有其憚故一々不書之、就明師可聞之、京都高野邪正乱雜事多之歟、或雖粗知之以情執称其門流其末弟伝之、外道邪見人皆爾也、

管見の限り、これが立川流と文観とを結びつけた初出史料であるが、これによって以後、文観は立川流中興の祖として位置づけられていく。しかし、文観自身は正平12（1357）年に亡くなっており、『宝鏡鈔』は文観の死後142年して成立したものである。もし、文観が立川流の中興の祖であるならば、生前において、あるいは死に際して邪教立川流の旗手として行った活動、あるいは批判等が何らかの形であってしかるべきではないか。文観と立川流、そして邪教としての結び付けが、文観の死後142年という時間を経たのち初めてなされ、その史料が今日の立川流研究の出発点になっていること自体に問題がないだろうか。従来、言われてきた立川流と文観との関係には大きな疑問を投げることができよう。

2. 文観の活動について

では、何故、死した後、文観は邪教立川流の中興の祖と言われるようになったのか。その背景を文観の生前の活動から探ってみよう。

文観は、後醍醐天皇の護持僧を務め、醍醐寺座主、東寺長者にもなった人物であるが、字を^{あぎな}文観、諱を^{いみな}殊音、あるいは弘真ともいい、文観房殊音、文観房弘真と名乗っていた。小野曼荼羅寺に住したことから小野僧正とも称されている。その出自については不明な点が多いが、河内金剛寺において80歳で没している⁽¹⁴⁾ことから逆算すれば生年は弘安元（1278）年ということになろう。

この文観については後醍醐天皇との関わりから注目され、中世王権のあり方を探ろうとする立場から文観の実像に迫ろうとした研究が進められてきた。まず、杉山二郎・岡見正雄の両氏は、大和般若寺木造文殊菩薩騎獅像の矧目墨書銘から文殊菩薩像の願主は文観、施主は伊賀兼光であることを明らかにしている。⁽¹⁵⁾

（体部膝前矧付面墨書銘）

（不動明王種子）

元亨四年子申三月七日

奉為法界衆生 發菩提心 金輪聖王 御願成就

信心施主所願 円満護持 仏子発心堅固 奉造立所也

（膝前矧付面墨書銘）

大聖□□尊 □ 菩薩戒□□ 殊音 （花押）

大施主 前伊勢守 藤原兼光

大仏師 法眼康俊 小仏師 康成 康□ □□

（台座蓮肉裏墨書銘）

八字文殊菩薩

元亨四年三月七日 金剛仏子殊音 （花押）

杉山・岡見両氏によれば「金剛仏子殊音」とは文観のことで、「金輪聖王」は後醍醐天皇、「御願成就」とは天皇親政を指すという。これは墨書が書かれた同年、元亨4（1324）年9月に正中の変が生じていることから考えても倒幕計画としての御願成就のために文観と兼光が造立したとって間違いないであろう。また般若寺が西大寺末寺であったことから守山・岡見両氏は文観と西大寺流との何らかの関係を指摘している。一方、百瀬今朝雄氏は嘉暦元（1326）年から元徳元（1329）年の4年間に渡って後醍醐天皇の中宮禧子懐妊に修法の名を借りた鎌倉幕府調伏の祈禱が文観と円観によって修された事実を明らかにした。

さらには後醍醐天皇自身が護摩を焚き、悪人悪行除去のための聖天供を行った様をも明らかにしている。つまり後醍醐天皇の護持僧として天皇親政を樹立させようとした密教僧としての文観の実態と西大寺流との関わりが指摘されたのであるが、それ以後の文観研究は守山・杉山・岡見氏の研究に依拠するばかりで歩みは遅く新たな文観像を提示するものにはなっていないといえよう。⁽¹⁶⁾

文観の事跡を追って作成したのが表1である。初めてその名を現すのは管見の限りでは「日意写経願文」⁽¹⁷⁾であり「比丘殊音」の署名がある。同様に正安4（1302）年の「著色種子曼荼羅・文殊図像・真言・種子等位置巻」⁽¹⁸⁾（正安四年六月十六日文観房殊音図絵書写奥書）には「文観」の名をみることができる。

干時正安四年壬寅六月十六日、於日本国大和国西大寺、図絵書写之畢、
西大寺小○薊文殊持者文観、
通受者二歳、別受一歳、生年廿五歳、

奥書によれば西大寺において図絵を描いたことから文観と西大寺流とのつながりは明確で、文観が文殊信仰者であったことも理解されよう。

また、同年、叡尊の十三回追善供養の際に制作された西大寺蔵騎獅文殊菩薩像胎内文書には「殊音願文」⁽¹⁹⁾が納められ、そこにも「殊音」の名を見ることができる。すなわち文観には西大寺律僧として活動していた時期があったことが明らかになった。さて、文観の風貌を知るには醍醐寺第80代座主義演によって編纂された『醍醐寺新要録』座主次第篇の第64代権僧正弘真⁽²⁰⁾の項に詳しい。

本ハ西大寺律僧、文観房上人号之、観音文殊、積功、経歳月、法験無双之仁也、依之、関東調伏御祈、自最初、被綸言、多年修之條、依令、露脱、被處流刑畢油黄島、

これによれば、もともと文観は西大寺律僧であり、観音菩薩、文殊菩薩に深く帰依して苦修練行を重ねた後「法験無双之仁」と言われるまでの呪術力を身につけたこと、後醍醐天皇からその法験をかわれて鎌倉幕府調伏の祈禱を修するよう命じられたこと、それが露呈して硫黄島に流されたことなどがわかる。

西大寺律僧であった文観は、正和5（1316）年の醍醐寺報恩院・道順から灌頂を受け、真言密教の法脈に連なり「弘真」と名乗るようになる。灌頂に際しての文観は「殊音上人、西大寺僧、竹林寺長老」⁽²¹⁾と記されており、ここからも西大寺律僧であったことは確かである。この時期、西大寺流の僧が醍醐寺等で灌頂を受けることは他にも何例かみられ⁽²²⁾、珍しいものではなく文観もそのうちの一人であったと考えられる。しかし異なるのは、文観以外の西大寺流の僧は真言密教の血脈に連なりながらも活躍の場はあくまでも西大寺流の寺院内に置いたのに対して、文観は西大寺流寺院での活動と並行して真言密教内部、すなわち醍醐寺や東寺にもその活躍の場を広げた点に大きな違いがあったのではないだろうか。また、後醍醐天皇の推挙を経て、醍醐寺座主、東寺長者へと異例の出世を遂げたところに文観の突出した存在があったのであり、後に邪教立川流中興の祖として弾圧される芽がここにあったのではないだろうか。

西大寺を経て、醍醐寺報恩院流の血脈に連なった文観であるが、当時、立川流と文観の直接の関係を示す史料は見あたらない。が、文観の特異性や文観に対する批判の史料は残っているのでそれらに着目しつつ検討を加えてみたい。

定置文観聖人□□□□□□□□

條々

一東寺長者職者、大師門徒之中、成立傑出之仁、選補之旨、云高祖御記、云往代舊蹤、旁炳焉也、爰有文観聖人者、偷迴温職拜任之秘計、猥黷一宗官長之名字之條、密家之陵怠希代之濫吹也、輒為異人非器之體、争可居嚴重崇班之位哉、且者被始置長者職以来、更以不聞其例矣、所詮被停止殊音之宗務、速可被降新補勅裁之由可致申沙汰事（中略）

建武二年 五月日

預大法師有澄（花押）

行事入寺頼秀（花押）

年預入寺賢宥（花押）⁽²³⁾

これは建武2（1335）年、文観が東寺長者になったことに対する高野山金剛峰寺の訴えである。金剛峰寺の衆徒たちは、従来、東寺長者は金剛峰寺座主が兼ねるものであり、前例に従わず東寺長者となった文観を認めることはできないと反発している。また、秘計をもってみだりに一宗の官長の名字をけがすとして激しく非難を浴びせている。この「秘計」の語に注目すれば、それがなんであるのかが問題となる。が、あくまでも「秘計」としているのみで立川流の名を冠した批判になっていない点に注目しておきたい。つまり、この時点では後年になっていわれるような「立川流をもってする」といった形での非難にはなっていないのである。文観を認めようしない意志が強固に働いてはいるものの、立川流と文観を結びつけた上での否定ではない。もし、当時において「立川流の一派ゆえ長者には相応しくない」との認識があったとしたら、その点に触れていないほうが不自然なのではないだろうか。

【太平記】⁽²⁴⁾では次のように述べられる。

文観僧正ト申ハ、元ハ播磨国法華寺ノ住侶タリシガ、壮年ノ比ヨリ醍醐寺ニ移住シテ、真言ノ阿闍梨タリシカバ、東寺ノ長者、醍醐ノ座主ニ補セラレテ、四種三密ノ棟梁タリ

彼文観僧正ノ振舞ヲ伝聞コソ不思議ナレ。適一旦名利ノ境外ヲ離レ、既ニ三密瑜伽ノ同情ニ入給シ無甲斐、只利欲名聞ニノミ趨テ、更ニ観念定坐ノ勤ヲ忘タルニ似リ。何ノ用トモナキニ、財産ヲ積倉、不扶貧窮、傍ニ集武器、士卒ヲ逞ス。成媚結交輩ニハ、無忠賞ヲ被申与ケル間、文観僧正ノ手ノ者ト号シテ、建党張臂者、洛中ニ充満シテ、及五六百人。サレバ程遠カラヌ参内ノ時モ、輿ノ前後ニ数百騎ノ兵打囲テ、

路次ヲ横行シケレバ（後略）

【表1】

	年月日	事項	出典	名前	分類
	正安4.6.6	日意写経願文(叡尊13回忌追善西大寺文殊菩薩騎獅胎内文書に比丘殊音の署名あり)	『鑑』21030号	殊音	A
	正安4.6.13	教秀願文(同上)	『鑑』18371号	殊音	A
	正安4.6.16	殊音願文	『鑑』21100号	殊音	A
		西大寺小苾芻文殊持者文観、種子曼荼羅図絵を書写す。	『造像銘記集成』656号	文観	G
1302	正安4.6.20	定教願文(叡尊13回忌追善西大寺文殊菩薩騎獅胎内文書に比丘殊音の署名あり)	『鑑』18366号	殊音	A
1316	正安5.4.21	大和国駒竹林寺長老殊音、醍醐寺報恩院道順より伝法灌頂を授けられる。	『醍醐寺新要録』12-753頁	殊音	C
1318	文保2.正.8	後七日御修法(弘真阿闍梨)	『鑑』26513号	弘真	E
1324	元亨4.3.7	大和般若寺八髻文殊菩薩騎獅像(金剛仏子殊音の銘あり)	『造像銘記集成』738号	殊音	A
1326	嘉暦元.春	中宮禰子御産御祈(文観ら、鎌倉幕府調伏の祈禱僧として登場)	『太平記』巻1	文観	I
1331	元弘元.4	元弘の変(文観ら幕府に捕えられ、7月に硫黄島に流される)	『太平記』巻2	文観	I
1333	元弘3.5.27	車駕書写山に幸す。明日如意輪堂に幸し、増位、法華両寺に幸す(法華寺行幸は文観上人が祈禱僧故か)	『大』1.43-51頁	文観	G
	元弘3.6.13	是より先、文観上人、硫黄島より上洛。	『大』1.103-108頁	文観	H
	元弘3.8.5	叙位除目(文観上人の威福の話あり)	『大』1.173-174頁	文観	H
1334	建武元.9.23	東寺塔供養(大勳進弘真僧正)	『大』1.855-906頁	弘真	E
	建武元.12.30	追離、除目、東寺長者道意を罷め、僧正益守をして之に代らしむ。又僧正弘真を東寺長者と為し、後之を罷める。	『大』2.208-209頁	弘真	E
1335	建武2.正.28	中宮の御産を祈る。(江(弘?)真僧正、東寺不断仁王教転讀不動護摩毎日御影供等行う)	『大』2.259-266頁	弘真	E
	建武2.3.21	東寺御影供(僧正弘真、之を行う)	『大』2.349頁	弘真	E
	建武2.5.	東寺一長者益守を罷め、僧正弘真を以て之に代わる。金剛峯寺衆徒其異例に出でしを憤り、弘真の命を受けざることを盟う。	『大』2.331-334頁	弘真	E
	建武2.10.14	播磨一乗寺講堂供養(文観上人を以て供養し畢んぬ。西国第一の大堂なり)	『大』2.649頁	文観	G
	建武2.閏10.15	後醍醐天皇、御灌頂を受給う(相模清浄光寺後醍醐天皇灌頂御影、僧正弘真より果尊法親王に伝え、法親王から又清浄光寺12代尊観法親王に伝えられしものと云へり)	『大』2.668-669頁	弘真	E
	建武2.閏10.23	法務僧正弘真、東寺の仏舍利17粒を請け給い、尋で2粒を神護寺及び高山寺に納め給う。	『大』2.671頁	弘真	D
	建武2.12.15	東寺の仏舍利2粒を河内金剛寺に寄せて天下静謐を祈らしむ。東寺法務弘真又3粒を寄す。	『大』2.821-822頁	弘真	D
	延元.元.8	女叙位を行い、又後七日法及び大元師法を修す(阿闍梨長者弘真之を行う)	『大』2.938頁	弘真	E

1336	延元.元.3.21	東寺御影供。寺務弘真手替えす。	『大』 3.241-242 頁	弘真	E
	延元.元.冬	前醍醐寺座主道祐（道順代僧正入室付属資、弘真僧正重受、内大臣重公息、東寺二長者）吉野行宮に赴く。	『大』 3.944-945 頁	弘真	E
1339	暦応2.6.10	醍醐座主殊音、播磨清水寺にて一部四十卷書写す。	『金』 12.189頁	殊音	B
1339	延元. 4.9.20	小野僧正弘真、後醍醐天皇の為に五七日聖忌を追修して御冥福を薦め奉る。	『大』 5.補16-20 頁	弘真	E
1348	正平3.7.25	前法務大僧正弘真、空海伝持の宝物を御影堂に寄付す。	『大』 12.349頁	弘真	E
1350	観応元.8.	山城醍醐寺報恩院所司等、大覚寺宮庁の陳情を却け、元の如く大智院を還付せられんことを北朝に請う（元弘以後、文観上人、大智院寺領を押防することあり）	『大』 13.844-849 頁	文観	J
1351	正平6.9.28	南朝、東寺長者前大僧正弘真に同寺領丹波大山荘、備中新見荘、若狭太良荘等の地頭職を安堵せしむ。	『大』 15.305頁	弘真	E
	正平6.11.	東寺長者隆舜、賢季を罷め、建武以来相統の儀を以て前大僧正弘真を東寺一長者に補す。	『大』 15.625-626 頁	弘真	E
1352	正平7.正.8	後七日法を修す。御齋会大元師法延引、尋で之を追行す（阿闍梨法務前大僧正法印大和尚位弘真）	『大』 16.19-26 頁	弘真	E
1352	文和2.4.5	西南院へ返進の目録（文観の御書）	『大古』 19.6.8-9 頁	文観	J
	文和2.5.22	是より先、三宝院賢俊、小野曼茶羅寺文観・金剛王院実助・理性院顕円の跡を知行せんことを北朝に請う。尋で照嚴之を知行せしめられんことを北朝に請う。	『大』 18.93-96 頁	文観	J
	文和2.8.6	北朝、三宝院賢俊に文観管領の報恩院及び蓮蔵院を安堵せしむ。	『大』 18.294頁	文観	J
1356	延元元.7.29	三宝院賢俊、報恩院及び御寺領田を隆憲に避渡す（先朝御代文観醍醐寺座主没落以後、闕所多く、尽く賢俊に賜れた。その一部を隆憲へ）	『大』 20.667頁	文観	J
1357	正平12.8.26	後村上天皇、前大僧正弘真に理趣經大綱釈を作らしめ給う。	『大』 21.419-421 頁	弘真	E
	正平12.10.9	南朝前大僧正弘真、河内金剛寺に寂す。	『大』 21.458-500 頁	弘真	E

* 『金』 = 『金沢文庫古文書』○巻の略

『鎌』 = 『鎌倉遺文』の略

『大』 = 『大日本史料』6編○巻の略

『大古』 = 『大日本古文書』巻○の略

醍醐寺座主・東寺長者として真言密教のトップに立った文観が、一方では私利私欲に走り、武具を集め、数百もの兵を率いていたという僧侶にあるまじき様子が描かれている。がやはり、ここでも文観への批判はその異様さを指摘するのみで立川流との関連においてなされたものではないのである。

以上、西大寺僧であった文観が、真言密教の灌頂を受け報恩院流の血脈に連なり、ひいては東寺長者・醍醐寺座主と出世を極め、批判を受けるようになった状況を見てきた。そこでは立川流というよりは、むしろ西大寺流律宗との関わりの深さが改めて確認された。が、ここで見落としてはならない注目すべき一点がある。従来、文観と律宗との関係を指摘されることもあったが、それはあくまでも真言密教の灌頂を受ける以前、すなわち醍醐寺に入る前と理解されていた。しかし、灌頂を受け「弘真」と名乗ったのが正和5（1316）年であるのに対して、西大寺で後醍醐天皇の親政を祈願し文殊菩薩像を「殊音」の名において造立したのが元亨4（1324）年である。すなわち、正和5（1326）年の醍醐寺報恩院・道順からの灌頂によって文観は正式な真言密教僧となり、諱を「殊音」から「弘真」へと改名している。前述の般若寺の文殊菩薩像の墨書には「殊音」ではなく、「弘真」と書かれるべきであろう。にもかかわらず、灌頂以前の諱「殊音」を名乗っているのは何故か。

次節ではこの文観の呼称に着目して、改めて文観と西大寺流律宗、及び真言密教との関係を考察してみたい。

3. 文観の名称について

これは文観が灌頂を受け真言密教の法流に連なってから23年が過ぎた後、播磨清水寺でのことである。

干時曆応二季自三月始、至六月十日、於播州清水寺梅坊、一部四十卷書寫畢、比鈔
□□西座主僧正殊音被記之⁽²⁵⁾

西大寺の末寺、播磨清水寺において文観は「殊音」と記されている。しかし、前節でも触れたように正和5（1316）年の灌頂以後、文観は正式な真言密教僧として「弘真」を名乗っている。ましてや、建武元（1334）年には東寺長者となり、翌建武2（1335）年には後醍醐天皇に灌頂を行うなど真言密教僧として隆盛を極めていた。何故その時期、「殊音」を名乗っているのか。実はここに文観の新たな像をみるキーワードが隠されているといえよう。文観の呼称に注目しながら表1をみたい。

文観の呼称としては「文観」、「殊音」、「弘真」、「小野僧正」等が用いられているが、本稿では特に、字である「文観」、諱である「殊音」と「弘真」の三つに限って、その名称の用い方についての考察を進めようと思う。

まず、「殊音」についてみると、文観自らが「殊音」と名乗っているケース（A）が5件、

西大寺流律宗が「殊音」と記したケース（B）が1件、真言密教内部において報恩院流の立場から「殊音」と記したケース（C）が1件である。次に「弘真」と文観自らが名乗っているケース（D）が2件、報恩院流、あるいは南朝の立場から「弘真」と記載されていると考えられるケース（E）が17件、西大寺流律宗からのケース（F）は0件である。そして字である「文観」に関しては、西大寺流律宗から（G）が3件、報恩院流、あるいは南朝の立場から（H）が2件、鎌倉幕府の立場から（I）は2件、高野山、あるいは三宝院流、北朝の立場からのケース（J）は5件になっている。（A）から（H）は、文観自身、あるいは文観に好意的な立場からのもので、（I）と（J）は敵対する立場からのものとして分けて考えることができよう。また、年代に注目すれば、南朝が政権を握っている時期には「弘真」と記されることが多いのに対して、北朝の政権期には「文観」と記されていることも見逃すことができない。

その結果推察できるのは、①「殊音」は文観自らが名乗るか、西大寺律僧としての立場からの活動において用いられていること、②「弘真」は文観自らが真言密教僧としての活動時に用いるか、真言密教報恩院流、あるいは南朝の側からしか用いられていない、③「文観」の名称に関してのみ、西大寺流律宗、及び南朝側からと、文観に対して不信感を抱いていたであろう高野山、三宝院流、あるいは北朝の側からの二つの立場から用いられている。また、④文観自身が「殊音」と「弘真」の二つの名称を併用しており、そこには真言僧としての活動と律僧としての活動によって名称を使い分けている様子を窺うことができ、⑤律宗寺院内においても同様に灌頂以後も「殊音」として扱われる場合があったことがわかる。さらに⑥真言密教寺院においても、文観を西大寺流律僧として認識しようとする場合は「殊音」、「文観」を用いた。「文観」の呼称に関しては真言密教僧としての立場、及びその法流の正統性を否定しようとする強い意志の現れとして用いられたであろうことが指摘できよう。

さて以上のことから、文観自身が灌頂以後もずっと真言密教僧「弘真」と西大寺流律僧「殊音」の両方にアイデンティティを有し、それぞれの立場からの活動を行っていた様子をうかがうことができた。一方で「弘真」ではなく頑なに「文観」の名称を使用したのは、文観を認めようとしなない真言密教内部の姿勢の象徴ともいえよう。従来の文観像とは異なる真言密教僧と西大寺流律僧の両方の顔を生涯同時に持ち続けた新たな文観像がここに提示できた。

さて、近年、真言律宗に関する研究が盛んに行われ、西大寺流の活動のあり方が明らかにされている。松尾剛次氏は⁽²⁶⁾中世の僧を白衣の官僧と黒衣の遁世僧に分けその宗教的役割のあり方の違いを明らかにし、西大寺流の律僧は遁世僧に位置づけた。また細川涼一氏、大石雅章氏は⁽²⁷⁾中世の真言律宗寺院内部には僧衆と葬式や勧進に従事する斎戒衆といった二つの身分階層の僧が存在したと指摘している。松尾氏や細川氏らの説によれば西大寺流律僧は忌むべき死穢に関わる遁世僧であり、醍醐寺・高野山に代表される真言密教寺院の僧は国政を支える官僧である。つまり、遁世僧出身・黒衣の文観を、灌頂を受けたとはいえ官僧・白衣のトップである醍醐寺座主・東寺長者としては迎えがたかったのであろうし、灌頂そのものすら正統なものとして認めたくはなかったのかもしれない。ましてや文観は出自が西大寺流律僧であったというだけでなく、灌頂以後も律僧の立場を捨てずに真言密教僧と律僧としての活動を並行して行っている。それゆえ『醍醐寺新要録』⁽²⁸⁾等にも「西大寺の律僧なり」と記載され、東

寺・醍醐寺といった真言寺院内部において「文観は律僧」であるといった形で自分たちとの差別化がなされていったのではないかと考えられるのである。

もちろん文観の東寺長者への登用に対する非難の一つとして、西大寺流律僧であることのみならず文観の出自の悪さもあげることができよう。小此木輝之氏は、東寺長者や醍醐寺座主は、親皇、あるいは足利氏に代表される政治的権力者の師弟になることを指摘している⁽²⁹⁾が、このことから文観登用の異例さが理解できるのである。

以上、西大寺流律僧と真言密教僧との二側面を合わせ持ったがゆえに避難されたであろうと考察を進めてきたが、一方では律僧の側面を有したがゆえ、後醍醐政権を支えうる力を持つことができたとも考えられる。細川氏は西大寺流教団が非人や悪党集団を従えていたことを指摘するが、文観が西大寺流律僧としての活動に非人を率いたであろうことは想像に難くない。つまり、悪党や非人たちが掌中に置くことで政権打倒を企む後醍醐天皇のニーズに応えることができたのであり、それゆえ護持僧、あるいは東寺長者へと推挙されていったと考えられるのである。とすれば網野氏の説に代表されるような、文観は立川流をもって後醍醐天皇に近づいたというのではなく、実際には文観は真言律宗との関わりが深く、その組織力ゆえに後醍醐を支え、推挙されていったとも考えられるのである。

もちろん真言密教僧「弘真」としての活動も目覚ましく、正和5（1316）年の灌頂以後、真言密教寺院においては「弘真」と名乗り、灌頂の2年後、文保2（1318）年には、国家の繁栄を祈念して行われる後七日御修法に参加している。⁽³⁰⁾この「弘真」の活動、および修法の内容は、同時期、醍醐寺内において権力を争った北朝側の僧、賢俊と比較しても何ら異なる点はみられず邪教・立川流として非難される所はない。また、文観が有していた聖教目録⁽³¹⁾をみても異質なものが混入しているとはいえない。

つまり文観自身は非難されながらも、後にいわれる立川流につながるような邪教的な側面は有していない。立川流と文観との関係は当時において成立しておらず、のちに北朝側によって南北朝合一以後形成されていくといえよう。

おわりに

本稿は、従来、文観が立川流をもって後醍醐天皇を宗教的に支えたとの見解に疑問を呈し、中世社会における立川流の成立と文観の人物像についての考察を進めてきた。そこでは、立川流が邪教的性格を当時において含んでいなかったことが明らかになり、また、文観については、「殊音」「弘真」「文観」の名称の使い分けから、立川流との関係よりもむしろ西大寺流律僧としての文観の顔を浮かび上がらせた。そして従来の文観研究の上では明らかにされてこなかった西大寺流律僧と真言密教僧としての立場の両立とその使い分けの状況から新しい文観の一側面をみることができた。

また、文観自身による名称の使い分けのみならず、顕密寺院勢力の文観への呼称のあり方には中世における官僧と遁世僧との質的相違の現れをもみることができよう。中世社会において

は、人を正式の名で呼ぶことはその人に災いが及ぶものとして恐れられ、通称で呼ぶことが多かったという⁽³²⁾。その時代の反映として遁世僧たちも通称である字^{あざな}と呼ばれ、正式の名である諱^{いみな}を用いることが少なかったのかもしれない。このことは官僧である顯密寺院の僧たちに比べ俗世との関わりも深く、葬祭にも携わったその性格とも関係しているであろう。文観に対して「弘真」とは呼ばず、あくまでも「文観」を通そうとした三宝院や金剛峰寺の僧たちは、こういった名前に対する一般社会の捉え方があったからこそ名称にこだわり、俗界に生きる文観と聖域に住む自分たちとを区別しようとしたのではないだろうか。

そしてまた、文観も字^{あざな}と諱^{いみな}を使い分けることで、時には天皇の安泰を祈る密教僧として、そして時には非人や悪党に寄り添いながら草の根的宗教活動を有効に進めようとしたに違いない。

仏教が、国家仏教から個人救済へとその質的変容を迫られ、古代以来の土着信仰を融合させながら市井に生きる人々を救済しようとした時には、前述の文観の態度が有効であったろう。だが、南北朝の合一以後の社会変化は、アニミスティックなものを排除し、知的宗教の成立を求めた。中世という時代は、日本文明において王権と宗教のあり方、そして人々の意識や感覚等あらゆるものが大きく転換した時代である。そういった時代の転換期に棹した人物が文観であり、文観の評価の変質と立川流のレッテルづけは日本文明における宗教の存在の揺らぎの現れであると捉えることができるのかもしれない。

【註】

- (1) 望月信亨『望月仏教大辞典』世界聖典刊行協会、1958年、3470頁。
- (2) 立川流に関する研究としては次のものがあげられる。水原堯栄『邪教立川流の研究』(進文堂1931年)、守山聖真『立川邪教とその社会的背景の研究』(鹿野苑1965年)、櫛田良洪「金澤文庫より見たる鎌倉時代の立川流」、「邪教思想の展開」(『真言密教成立過程の研究』山喜房仏書林1979年所収)。以上の三氏による研究は、立川流が思想的に邪教か、否かの解明に重点を置いたものである。が、その前提となる立川流の存在そのものに疑問を呈する立場からのアプローチを試みようとしたのが拙稿「立川流の『女性認識』—日本中世における『女性性』の形成とその現代的継起—」(『比較文明』7 1991年)、「立川流についての一考察」(『湘南史学』第14号1995年)である。
- (3) 網野善彦『異形の王権』(平凡社1976年)参照。
- (4) 黒田日出男氏は、「後醍醐天皇像」を制作した人物は文観であると指摘している。(『王の身体 王の肖像』平凡社1993年)参照。
- (5) 立川流と王権との関わりについて論じた研究としては以下のものがあげられる。百瀬今朝雄「元徳元年の『中宮御懐妊』」(『金澤文庫研究』274 1984年)、註(3)網野氏前掲書『異形の王権』、上川通夫「中世の即位儀礼と仏教」(『日本史研究』300 1987年)、山本ひろこ「異類と双身 中世王権をめぐる性のメタファー」(『エロス』岩波書店1990年)。また、仏教史の立場からの立川流の再検討として真鍋俊照『邪教・立川流』(筑摩書房1999年)が出版されている。
- (6) 黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』(岩波書店1975年)。
- (7) 黒田俊雄「中世寺社勢力」(『岩波講座 日本歴史6 中世2』1975年)。

- (8) 『受法用心集』下 註(2) 守山前掲書附篇参照。
- (9) 『受法用心集』上 註(2) 守山前掲書附篇参照。
- (10) 『金澤文庫古文書』第12巻、2889号。
- (11) 『受法用心集』下 註(2) 守山前掲書附篇参照。
- (12) 高野山では御影堂前に邪教である立川流の書籍口決等が埋められ、又、京都嵯峨辺ではこれを焼却したと伝えられている。註(2) 守山前掲書参照。
- (13) 『宝鏡鈔』註(2) 守山前掲書附篇参照。
- (14) 『大日本史料』6編21巻、458頁参照。
- (15) 「奈良 般若寺 木造文殊菩薩騎獅像」(『造像銘記集成』738)
- (16) 註(2) 守山前掲書によって提示された文観像、註(4) 百瀬前掲書において明らかにさ中宮禰子懐妊の安産祈禱に名を借りた関東調伏の祈禱、杉山二郎「般若寺文殊菩薩像について」(『Museum』133 1962年)、及び岡見正雄『太平記』(1)(角川書店1982年)の後醍醐天皇による治世を願った文殊菩薩像造像の事実等を整理したのが註(3) 網野前掲書である。なお、森茂暁『太平記の群像 軍旗物語の虚構と真实』(角川選書1991年)によって文観が竹林寺長老であったことと東寺の大勧進を行ったことが『東寺執行日記』の分析から明らかになっている。
- (17) 『鎌倉遺文』21030号。
- (18) 『造像銘記集成』656。
- (19) 『鎌倉遺文』21100号。
- (20) 『醍醐寺新要録』第14・座主次第篇 919頁。
- (21) 『醍醐寺新要録』巻12・報恩院編 753頁。
- (22) 同時期、醍醐寺釈迦院の隆勝から道泉(大慶寺長老)、覚永(法安寺長老)(『醍醐寺新要録』巻12 759頁。)、順忍(極楽寺長老)(野沢血脈集第2『真言宗全書』)の3人が灌頂を受け、法脈に連なっている。
- (23) 「寶簡集」37 高野山文書17(『大日本史料』6篇2)。
- (24) 岩波古典文学大系本。
- (25) 『金澤文庫古文書』12 189頁。
- (26) 松尾剛次『鎌倉新仏教の成立』(吉川弘文館1995年)、『勧進と破戒の中世史』(吉川弘文館1995年)参照。
- (27) 細川涼一『中世律宗寺院と民衆』(吉川弘文館1987年)、大石雅章「顕密体制内における禅・律・念仏の位置 —王家の葬祭を通じて—」(『中世寺院史の研究 上』法蔵館1986年)参照。
- (28) 註(21) 前掲書。
- (29) 小此木輝之「室町時代における真言宗の展開 —小俣鶏足寺を中心として—」(『論集日本仏教史』5 雄山閣1986年)参照。
- (30) 『鎌倉遺文』34巻 26513号。
- (31) 『大日本古文書』醍醐寺文書6。
- (32) 実の名である諱は「忌名」につながり、通常の間である軽々と名乗るものではないとされ、一般には通称である仮名や字を用いたという。(網野善彦「史料としての姓名・系図」週刊朝日百科・日本の歴史別冊『歴史の読み方8 名前と系図・花押と印章』)